

第6 その他

1 職業紹介責任者講習に関する事項

特定地方公共団体については、職業紹介責任者を選任する義務は課されていないため、特定地方公共団体が行う無料職業紹介事業に従事する職員が職業紹介責任者講習を受講する必要はないが、職業紹介責任者講習では、法及び関係法令の概要並びに過去5年間の制度改正の概要等、職業紹介事業を適正に実施するに当たり必要な知識等を得ることができるために、特定地方公共団体において職業紹介の業務に従事する者について、職業紹介責任者講習の積極的な活用を、施行通知により、地方自治法第245条の4第1項に基づく技術的助言として推奨している。

2 地方公共団体が職業紹介事業者に委託して無料職業紹介事業を行うことについて

イ 地方公共団体が、無料職業紹介事業の全部又は一部（例えば、求人・求職の受理のみを特定地方公共団体として地方公共団体が自ら行う場合。）を、許可を受けていること等により適法に職業紹介事業を行う職業紹介事業者に委託することは可能である。ただし、その場合には、無料職業紹介の業務を委託した部分について、当該委託を受けた職業紹介事業者は法の各種規定に基づく職業紹介事業者に対する各種規制及び厚生労働大臣による監督の対象となるものである。

ロ 地方公共団体が無料職業紹介事業の全部を、許可を受けていること等により適法に職業紹介事業を行う職業紹介事業者に委託する場合には、地方公共団体は無料職業紹介事業の実施に係る厚生労働大臣への通知を行う必要はないが、特定地方公共団体が、無料職業紹介事業の一部を適正に許可等を得た職業紹介事業者に委託し、一部は自ら実施する場合は、地方公共団体において無料職業紹介事業の実施の通知を行う必要がある。

ハ なお、職業紹介事業の委託に対して委託費等が支払われている場合であって、委託費等の額が紹介実績または雇用関係の成立実績により変動する方法により支払われているものや委託事業の内容が明らかに職業紹介事業のみであると判断できるケースについては、受託する職業紹介事業者は、職業紹介に関し、対価（委託費等）を（地方公共団体から）徴収して職業紹介事業を行う者と考えられることから、有料の職業紹介事業の許可を得ていることが必要である。

この場合において、委託費等は法第32条の3第1項各号に掲げる場合に該当しなければならないことに留意すること。

二 地方公共団体から無料職業紹介事業の全部又は一部を委託され、当該職業紹介事業を行う職業紹介事業者は、当該委託を受けた部分について、当該委託を受けた職業紹介事業者が行うものであることを明確にする必要がある。

ホ 地方公共団体が、職業紹介事業者が自ら又は地方公共団体からの委託を受けて職業紹介事業を行う施設の管理を、地方自治法第244条の2第3項の規定により指定管理者に行わせる場合、当該職業紹介事業者が指定管理者であるか否かにかかわらず、当該職業紹介事業者は、法第4条第9項に定める特定地方公共団体ではなく、同条第10項に定

める職業紹介事業者として、法の各種規定に基づく各種規制及び厚生労働大臣による監督の対象となるものである。

3 職業紹介事業報告

(1) 概要

法においては、特定地方公共団体は職業紹介事業報告書の提出を義務づけられていない。

他方で、厚生労働大臣は労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第11条により、求人と求職との迅速かつ適正な結合に資するため、労働力の需給の状況、求人及び求職の条件その他必要な雇用に関する情報を収集し、及び整理しなければならないこととされているため、施行通知により、特定地方公共団体においても、無料職業紹介事業の実施に係る職業紹介事業に関する事項のうち、参考様式第4号に掲げる事項について、特定地方公共団体が管轄労働局長宛に参考様式第4号により報告書を提出するよう依頼している。

なお、当該報告を求ることは、特定地方公共団体に対する地方自治法第245条の4第1項の規定に基づく資料の提出の要求であることに留意すること。

(2) 報告方法

特定地方公共団体に対しては、毎年4月30日までに、その年の前年の4月1日からその年の3月31日までの間における無料職業紹介事業を行う全ての事業所ごとの職業紹介事業の状況を報告書にまとめ正本1部及びその写し2部を作成し、事業主管轄労働局に提出するよう依頼している。

なお、各事業所から事業所管轄の都道府県労働局に提出があった場合であっても、これを受理して差し支えない。

この場合には、事業所管轄の都道府県労働局が受理した場合には正本の写しを控えたうえで特定地方公共団体を管轄する都道府県労働局に正本1部、写し1部を回付すること。この場合、次年度以降は特定地方公共団体として各事業所分をまとめた上で特定地方公共団体を管轄する都道府県労働局に提出するよう求めること。

(3) 報告様式

特定地方公共団体職業紹介事業報告の様式は任意であるが、特定地方公共団体無料職業紹介事業報告書（参考様式第4号）は必要事項を網羅しているため、当該様式の活用を推奨すること。

その際、無期雇用就職者の離職状況については、当該状況を把握している場合に記載すれば足りるが、当該無期雇用就職者に係る雇用主に対し調査を行う場合は、参考様式第6号を適宜活用することも可能である。

(4) 報告書の受理

職業紹介事業報告書については、管轄労働局の需給調整事業担当が受理し、取りまとめること。

また、受理にあたっては、通知書等の書面に記入漏れがないこと等を確認し、通知関係書類として不備のないものであると判断したときに、正本、写し2部の下部余白に受理印を押し、写しの1部は管轄労働局が保管するとともに、写し1部は通知者に控えとして渡し、正本1部は本省に送付すること。

(5) 取扱業務等の区分

取扱業務等の区分は、令和4年版厚生労働省編職業分類における001から099の中分類により記載すること（巻末の「厚生労働省編職業分類表 令和4年版（分類項目表）」参照）。ただし、家政婦（夫）、マネキン、調理師、芸能家、配ぜん人、モデル、医師（歯科医師・獣医師、薬剤師は除く）、保育士の職業及び特定技能については中分類とは別にそれぞれ記載することとする。なお、求職欄について、一人の求職者の希望業務が複数ある場合には、求職者の希望順位が最も高い業務が属する「取扱業務等の区分」のみに計上すること。

(6) その他留意事項

イ 同一事業主の複数事業所における求人の受理一の求人について、複数の事業所を有する特定地方公共団体で受理した場合、複数の事業所においてその求人を取り扱ったとしても、求人数は一とする。

ロ 業務提携を結んだ場合の取扱

特定地方公共団体等間の業務提携を行っている場合、就職件数は実際にあっせんを行った特定地方公共団体等が報告し、自らあっせんを行わず、当該求人又は求職を他の特定地方公共団体等に提供した職業紹介事業者は報告を行わないこと。